

【研究ノート】

しょうゆ製造業における中小企業近代化政策の展開と意義

大矢 祐治

1. はじめに

食品産業の担い手は、少数の大企業と大多数の中小企業（含個人経営者）によって構成されている。全食品企業に占める中小企業のシェア（1990年）は、食品製造業の場合、企業数では99.4%、従業員数では86.4%、さらに製品出荷額では84.3%と極めて高い。これを全製造業平均と比較すると、何れの指標でも食品製造業の方が上回っており、特に製品出荷額では全製造業平均より32.5ポイントも高い値であり、食品産業のなかで中小企業のウェイトは極めて大きい。したがって、今後の食品産業政策を考察していく上で、それら中小企業への対応は欠くことができない主要な政策課題であるといえる。

1950年代半ばで戦前水準にほぼ達した日本経済は、その後高度成長期に入ったといわれている。その高度経済成長初期に第1回中小企業白書（1963年度）が公にされたが、そこでは中小企業の位置を次のように述べている。

「現段階においては中小企業と大企業との間における生産性、企業所得等における諸格差は依然として大きく開いているとともに、中小企業分野においても発展と停滞の分化が明らかとなりつつあり…略…このような大きな格差の存在と停滞部門における近代化の遅れは、産業全体としての国際競争力の強化を遅らせたり、消費者物価の上昇や地域間所得格差の一つの要因になるなど、このような状態が継続する場合には、国民経済全体としての均衡のとれた円滑な運行と発展を制約する恐れも生ずるに至っている²⁾」。すなわち、ここでは経済の二重構造の実状について述べ、その影響と問題点を指摘している。そして、「中小企業の実態を業種別に調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を作成し、その円滑な実施を図るため措置を講ずることによって中小企業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として³⁾」1963年に中小企業近代化促進法（以下「近促法」と略す）が制定された。

このような背景と目的をもって制定された「近促法」に基づく中小企業の近代化政策は、経済の二重構造に係わる諸問題を、「過小過多」で「過当競争」を繰り返している中小企業をグループ化し、それを大型化・適正規模化して行くことによって解決しようとするものである。すなわち、中小企業の近代化政策の中心は、各業種毎の構造改善事業である。

食品産業は多くの中小企業を抱えており、その政策対応を考察するためには、まず、これまでの食品産業に対する中小企業近代化政策の意義を明らかにすることが必要である。これまで食品産業における中小企業近代化政策についての十分な研究が行われてきた⁴⁾とは言い難い。そこで本稿では、「近促法」による特定業種の一つに指定されているしょうゆ製造業を取り上げ、どのような中小企業近代化政策—構造改善事業が展開され、その結果、如何なる構造変化をもたらしたかを明らかにするとともに、その構造変化の意義についても言及したい。

しょうゆおよびその業界に関する文献や統計資料は極めて少ない。そのなかでも全国醬油工業協同組合連合会（以下全醬工連と略す）が毎年度報告している「しょうゆ製造業構造改善事業の実施状況報告書」や食糧庁が3年ごとに調査報告している「しょうゆ工場実態調査結果表」は貴重な資料である。本稿ではこの2つの資料やその基礎調査資料を利用し、「近促法」の具体的な内容の評価を行った。

2. 「近促法」の業種指定と助成措置

(1) 指定業種

「近促法」の具体的運用は、主務大臣が中小企業近代化審議会の意見を聴いて、次のような要件に該当する業種を「指定業種」として指定し、「中小企業近代化計画」を定めることになっている（同法第3条）。すなわち、当該業種における事業活動の相当部分が中小企業によって行われている業種で、次の何れかに該当するものとしている。

第1は、当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するためにとくに必要と認められること（同法第3条2項イ）。第2は、当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品または役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の近代化を図ることが国民生活の安定または向上に資するために特に必要であると認められること（同法第3条2項ロ）。

同法施行後、初年度（1963年度）に清酒製造業、かん詰またはびん詰の製造業などの20業種が指定された。その後も、これらに該当するもので緊急度の高いものから順次追加指定⁵⁾されている。また、逆に指定後目的を達成した業種などについてはそれから削除されている。その結果、1990年における指定業種は54業種となっている（同法施行令第2条）。そのうち、食品関連業種は、製造業では清酒製造業、米油製造業、凍り豆腐製造業、しょうゆ製造業、小麦粉製造業の5業種であり、卸売業では獣畜を解体して得られる枝肉および原皮以外のもの（枝肉から分離した骨を含む）の卸売業、食料・飲料卸売業（各種の加

工された食料または飲料を総合的に取り扱うものに限る)、米穀卸売業の3業種がそれぞれ指定されている。

(2) 特定業種

「近促法」制定後、経済の国際化が進む中で、1969年に業種毎の構造改善事業をより強力に推進する必要があるとして同法が改正された。⁶⁾すなわち、改正前は主務大臣が業界に近代化のビジョンを示すというものであったが、改正によって業界自らの自主努力をも期待し、それに助成措置をとるという点が加えられた。指定業種のうち、経済事情の著しい変化に対処して緊急にその業種に属する中小企業の構造改善を図ることが国民経済の健全な発展または国民生活の安定もしくは向上に資するために特に必要であると認められた業種を特定業種として指定し、この業種に係わる中小企業者の商工組合などは、その構成員の中小企業者が行う特定業種の事業に係る構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して承認を得ることができることとなった(「近促法」第4条)。この承認を得た構造改善計画に基づいた事業を実施していく場合は、指定業種以上の助成措置が得られるのである。

つまり、従来は専ら個別中小企業の近代化を図ることを目的としていたが、この改正によって業界組織ぐるみで近代化を図ることをも目的とした中小企業構造改善制度が創設されたのである。実際にこの改正以降は、中小企業の近代化の中心は、個別企業による近代化から、業界の中小企業団体を主体とした構造改善事業—近代化へと移行している。

同制度実施初年度(1969年度)に、特定業種に指定されたのは清酒製造業などの8業種で、その後追加指定ならびに削除が行われて、1990年現在では48業種となっている。そのうち食品関連業種は、清酒製造業、米油製造業、凍り豆腐製造業、しょうゆ製造業、小麦粉製造業、米穀卸売業の6業種である。この食品関連6業種に共通しているのは、その業種の主たる原料あるいは取り扱い品目が、米、小麦、大豆などの穀類であることであり、食品関連特定業種は穀類依存型業種が中心である。

(3) 助成措置

食品の川上産業である農業において構造改善事業が実施される場合には、政府などによって総事業費のうち一定額が農家に補助金として支給され、その残りを農家が負担することになっている。さらに農家が負担する額の一定の借入金に対しても利子補給されることが多い。これに対して、「近促法」による助成措置は農業のような補助金はなく、専ら金融と税制によって行われている。

その助成措置の内容は、指定業種が行う近代化に対する場合と特定業種が近代化のため

の構造改善事業を行う場合とでは大きく異なる。前者の場合には、中小企業金融公庫および国民金融公庫から、中小企業近代化促進貸付として低利子率（例：基準金利が6.9%の場合には6.85%）、貸付限度額の引き上げ（中小企業金融公庫の例：通常4億円以内が5.2億円）、貸付期間の延長（例：原則として10年以内が15年以内）等通常金融に比較して若干の優遇措置が受けられる内容になっている。

後者の場合は、前記の公庫から、構造改善貸付として前者以上の有利な条件で資金を借り入れることができる（例：基準金利が6.9%の場合には6.5%など）。しかも企業合同や集団化などを行う事業をとくに「高度化事業」と称し、それに必要な資金は高度化資金として、両公庫以外に中小企業事業団からもその総事業費の70～80%の資金が無利子または2.7%（前述の基準金利6.9%の場合）の低利で融資されることになっている。さらに事業内容によっては新事業開拓保険の対象とされるなどの信用補充と、機械の割増償却、合併・出資の場合の登録免許税の軽減などの税制上の優遇措置が受けられる。

このように特定業種として指定を受けて構造改善事業を行う場合には、特に金融面でのメリットが極めて大きい。しかし、前述のように構造改善事業は、その計画を業界自らが作成し、それに基づいて事業を実施することになっているため、一定の組織力を持つ業界でないと対応が困難である。したがって、事業計画を作成したり事業を実際に実施する場合には、全国的な業界組織の果たす役割は極めて大きい。そこで、本稿の分析対象業種であるしょうゆ業界の全国組織を概観してみたい。

3. しょうゆ業界の全国組織—中小企業の団体としての全醬工連⁷⁾—

しょうゆ業界における全国組織結成の動きをみるには、実に1世紀以上にさかのぼらなくてはならない。1891年に京都市と尼ヶ崎市のしょうゆ業者の発起で2府県醤油醸造家大会が開催され、翌年には関西地区を中心にした3府16県の代表者が参加して全国醤油醸造家大会が行われた。しかし、この大会には関東主産地の業者は全く参加していなかった。1926年度よりしょうゆ税が廃止されて、しょうゆ製造が自由営業となったが、これと時を同じくして、全国醤油醸造家大会は解散し、それに代るものとして関東地区をも含んだ全国規模での全国醤油醸造組合連合会が創設された。

1937年に勃発した日華事変に伴う諸物資の欠乏ならびに物価高騰を背景に、1939年、商工省（現通産省）の全国醤油醸造組合連合会に対する指導によって、全国各都道府県の組合が工業組合に改組され、翌1940年にその中央機関としての全国醤油工業協同組合連合会が結成された。その後も戦局は益々拡大していくなかで、1941年に政府によって全国醤油統制株式会社が設立され、1943年には同会社が統制会社令による統制会社となり、それに

伴って全国醤油工業協同組合連合会は解散した。戦後間もなく、全国醤油統制株式会社も連合軍総司令部によって閉鎖されたが、その後、1948年に統制実施公的機関として食料品配給公団醤油局が設置され、それとともに民間の全国組織として醤油醸造協会が設置された。同協会は、翌1949年に日本醤油協会へと改称している。

戦後の経済復興も進み、しょうゆ需要が順調に伸びるなかで各しょうゆ企業間の生産規模格差が拡大するようになった。そこで、1962年、中小企業等協同組合法により、日本醤油協会会員のうち法定上の大手しょうゆメーカーすなわちキッコーマン（株）、ヤマサ醤油（株）、ヒガシマル醤油（株）、ヒゲタ醤油（株）、マルキン（株）の5社を除いたしょうゆ企業によって、都道府県別に組織する協同組合を連合して全国醤油工業協同組合連合会（全醬工連）が設立された。その後、日本醤油協会は前述の大手5社と全醬工連との6会員で構成されることとなり、しょうゆに係わる中小企業関連の諸施策を受け入れる全国組織は全醬工連となって今日に至っている。したがって、「近促法」に基づく構造改善事業の計画・実施主体はしょうゆ中小メーカー唯一の全国組織の全醬工連であるが、その計画には上位組織である日本醤油協会の意向をも聞き入れ反映させることもできる業界組織となっている。

4. しょうゆ製造業の構造改善事業計画の推移

（1）近代化基本計画

1962年12月末の全国しょうゆ製造業工場数は5,023を数え、そのうち年間出荷量が540kl以下の中小企業工場が全体の実に95%を占めている。これら中小企業は地方市場を小さく分け合いつつ存立していたが、一方で少数の大企業が台頭する中で厳しい経営を強いられつつあった。そこで、しょうゆ製造業は1964年4月に「近促法」の指定業種としての指定を受け、翌1965年度から1969年度まで農林省（現農林水産省）より指示された近代化基本計画に基づいて、新たな生産設備の設置や生産の協同化などにより中小企業の生産性の向上が図られることになった。

初年度の実施計画の骨子は次のようなものであった。①同年度の生産目標を1,189千klとし、②しょうゆの品質は、地域的な消費者の消費に即応しながら逐次醸造しょうゆの生産比率を高め、③原材料価格の安定を図り製造コストの低減に努め、④そのために設置すべき設備の種類とその台数を指定し、⑤設置に要する資金は18億8千万円およびその付帯工事費としている。設備資金の内訳は、醗酵設備（仕入・貯蔵タンクと温醸装置）が総資金の35.2%と最も多く、次いで圧搾装置が14.3%、製麴装置が14.2%と、これら3設備で全体の6割強を占める内容となっている。この設備資金の使途内訳は、以後の各年度の近

近代化基本計画でも同様に、しょうゆ製造業近代化基本計画の設備の中心は醗酵と圧搾に係わるものであった。

こうした近代化基本計画に基づく事業の推進にもかかわらず大企業と中小企業との企業間格差の是正は予想されたほど進まなかった。そこで、近代化基本計画が満了した翌年（1970年3月）以降は、「近促法」の改正によって新たに加えられた構造改善事業制度の特定業種に指定されるよう業界全体でこれに取り組み、その結果、1970年11月に特定業種として指定を受け、全醬工連が計画作成の主体となって第1次構造改善事業が実施されることになった。

（2）構造改善事業計画

第1次構造改善事業の計画期間は、当初1970年12月から1976年3月までであったが、その後1年間延長されて1977年3月までとなった。その計画の主な内容は次のとおりである。近代化の目標として、①品質は消費者の嗜好に即応しながら現在の品質よりなお一層の向上を図ること、②1975年度の生産費を1969年度とほぼ同水準に維持するために企業の集約化、経営管理の近代化、原料調達合理化、正常な競争関係の確立、流通の合理化を図ること、③適正な生産規模の最小限度を年間の生産数量500kl以上とすることがあげられている。また、この計画に基づいて新設または更新する近代化設備の導入に要する資金の額は、約109億円およびその付帯工事に相当する額としている。そして、企業合同（合併・出資）または協業化、業務提携、事業の転廃業などを内容とする集約化事業、原材料の共同購入、製品の共同販売などを推進し、需要に見合った近代的生産体制と販売体制を整備して中小企業構造の改善を図る計画となっている。この計画実施の結果、3,553の中小メーカーが参加した第1次構造改善事業終了時には、13の協同組合、13の協業組合、さらに13の企業合同がつくられ、これらの組織が今日まで存続している。

その後、引続き実施された第2次構造改善事業（1977年4月から1980年3月）では、第1次の設備の近代化と企業規模の集約化というハード面の事業からソフト面に重点が移され、知識集約化事業を導入してしょうゆ技術センターの設置やしょうゆの貯蔵ならびに輸送についての研究などが展開された（したがって、第2次構造改善事業では集約化事業費が組まれていない）。その後、第3次構造改善事業（1980年4月から1986年3月）、第4次構造改善事業（1986年4月から1991年3月）が引き続き実施されてきたが、両事業ともに、その計画内容はソフト面の事業も盛られているものの、第1次構造改善事業と同様に適正な生産規模目標を年間500kl以上とし、実質的には前述の第1次構造改善事業の集約化事業で組織化された中小企業組織における近代化のための設備を更新したり新たに導入するという

むしろハード面を重視したものであった。

5. 構造改善事業と集約化事業

(1) 集約化事業の概要

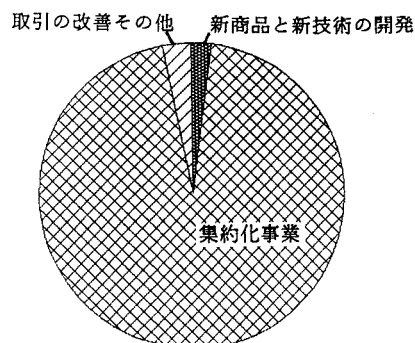
このような計画のもとに実施されてきた構造改善事業の経緯を事業費の側面からみてみよう。構造改善事業の具体的内容を大別すると、①新商品と新技術の開発に関する事業、②生産または経営の規模・方式の適正化、いわゆる事業の集約化に関する事業（以下集約化事業と称す）、③取引関係の改善その他に関する事業に分けることができる。②がハード事業であり、①と③がソフト事業である。そこで、第1次から第4次にわたる構造改善事業の累計事業費実績額の上記3事業別構成をみると、②の集約化に関する事業費が全体の95%を占めており（図1）、構造改善事業による中小企業の近代化は、集約化事業を中心に推進されてきたといっても過言ではない。

この集約化事業は、いくつかの個別中小企業を1つの組織に集約するなどして、生産規模の適正化を図ろうとするものであり、その組織形態には①出資合同、②協同組合、③協業組合、④業務提携、⑤独立企業がある。

「出資合同」は、一定の地域内に存在する中小企業の中でも比較的大きい規模の企業が中心となって企業合同を行うものであり、企業結合である。

「協同組合」は、主に生揚げしょうゆの生産について協同化を推進するものである。生揚げしょうゆの生産工程は規模の大きい方が効率的であることから、一定地域内の中小業者が1ヶ所で協同生産をして、規模の経済のメリットを得ようとするもので、生揚げしょうゆを協同生産した後は、それぞれの企業の手によって、その企業の独自製品としてプレ

図1 しょうゆ製造業構造改善事業実績額の事業種別構成



資料：全国醬油工業協同組合連合会「しょうゆ製造業構造改善事業の実施状況報告書」各年度より作成。

注：事業実績額は、1970年度から1990年度までの合計。

ンドならびに調整して販売するというものである。

これに対して「協業組合」は、単に生揚げしょうゆの生産工程にとどまらず、それをブレンド調整したり、びん詰にして最終製品にするまでの全工程を1ヶ所の工場で行うことを目的としている協業化である。前述のように、これら3つの組織は第1次構造改善事業満了までに組織形成され、その後は同組織による近代化設備の新設・更新が事業の中心となっている。

「業務提携」は、その地域の既存の中核工場が周辺の中小企業と長期契約を結び、しょうゆの受託生産を行うことによって、集約化を図っていくというものである。

「独立企業」は個別企業単位で近代化を推進しようとするものである。

(2) 集約化事業の動向と特徴

これまでに集約化事業に向けられてきた事業費の動向を組織形態別にみると、表1のとおりである。まず、1970年度から1990年度までの累積総事業費は380億円であるが、それを組織形態別にみると、協業組合が35.2%と最も多く、次に協同組合が22.1%、独立企業が19.0%、出資合同が18.0%、業務提携が5.7%となっている。さらに総事業費の44.1%を占める高度化資金に限ってみると、同資金全体の二分の一が協業組合で占められており、協業組合を中心に事業が推進されてきたことが分る。

次に段階別に事業費の動向をみると、第1次構造改善事業の段階では、出資合同、協同組合、協業組合それぞれがほぼ均等に構成されているが、その後の第3次構造改善事業の段階では協業組合が全体の6割強を占め、続く第4次構造改善事業の段階では独立企業が最も高いウェイトとなっている。すなわち、集団型から個別型へと集約化事業の重点が移行してきていることが分る。なお、第2次構造改善事業は知識集約化事業＝ソフト中心の構造改善事業で個別の事業の集約化は実施されていない。

表1 しょうゆ製造業構造改善事業における集約化事業費の推移

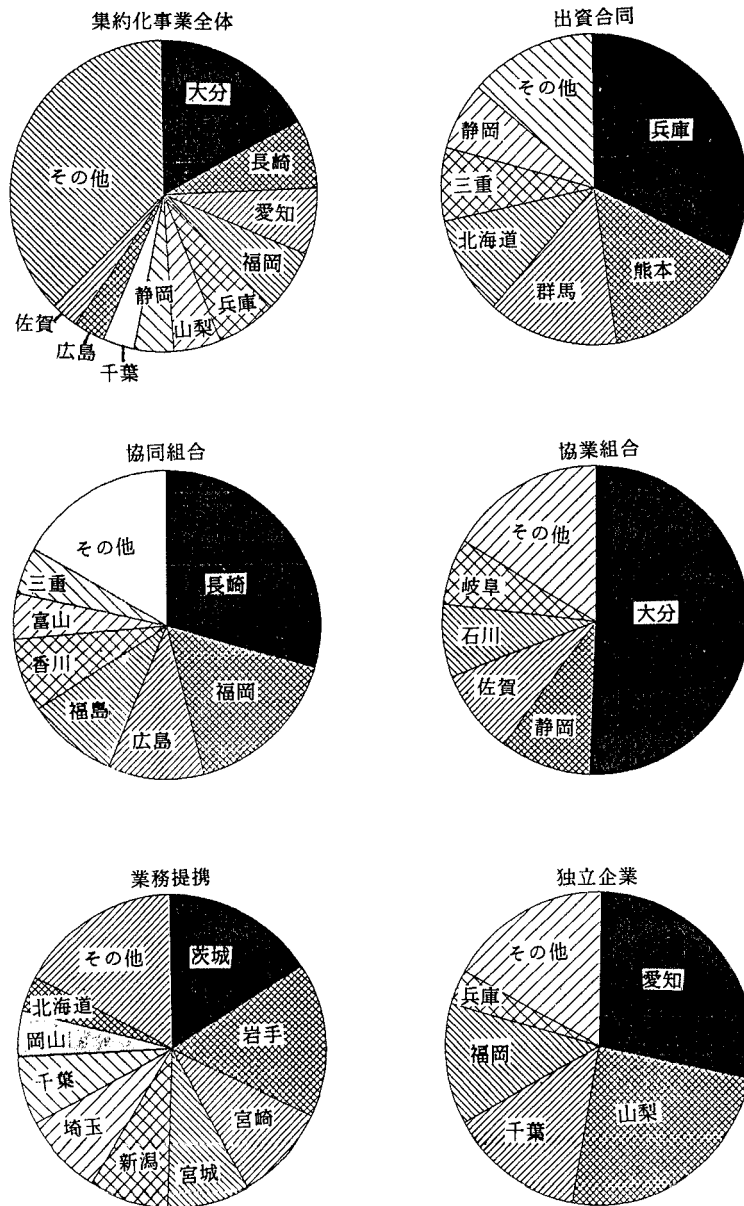
(単位：金額は百万円、構成は%)

事業別 組織形態別	第1次構造改善事業 (1970～ 1976年度)		第3次構造改善事業 (1980～ 1985年度)		第4次構造改善事業 (1986～ 1990年度)		総計 (1970～ 1990年度)			
	実数	構成	実数	構成	実数	構成	実数	A構成	うち 高度化資金B	構成
集約化事業計	19,567	100.0	7,930	100.0	10,506	100.0	38,004	100.0	16,785	100.0
うち出資合同	5,611	28.7	695	8.8	537	5.1	6,844	18.0	2,558	15.2
協同組合	4,722	24.1	682	8.6	2,986	28.4	8,390	22.1	4,719	28.1
協業組合	6,054	30.9	5,023	63.3	2,313	22.0	13,391	35.2	8,840	52.7
業務提携	1,870	9.6	301	3.8	0	0.0	2,171	5.7	0	0.0
独立企業	1,307	6.7	1,228	15.5	4,668	44.4	7,205	19.0	667	4.0
										B/A
										44.1
										37.3
										56.2
										66.0
										0.0
										9.2

資料：図1と同じ。

注：1977年度～1979年度に実施された第2次構造改善事業では集約化事業は実施されなかった。

図2 集約化事業費の都道府県別構成



資料：図1に同じ。

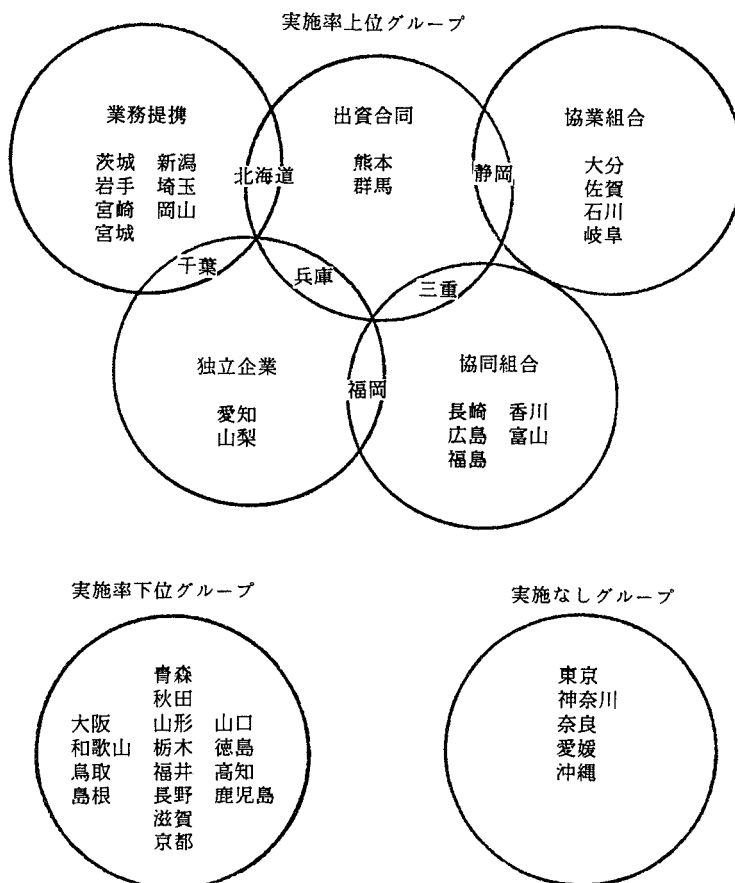
注：集約化事業費の数値は、機械設備費のみの累計である。

集約化事業費（機械設備費¹⁰⁾の実績額の都道府県別構成を表したのが図2である。これにより組織形態別に最も多い都道府県をみると、出資合同では兵庫県（全体の32.5%）、協同組合では長崎県（同29.5%）、協業組合では大分県（同50.6%）、業務提携では茨城県（同16.1%）、独立企業では愛知県（同28.2%）となっており、とくに協業組合で

の大分県への資金投入の集中が顕著となっている。また、何れの組織形態でも上位5～8の都道府県で、その総事業費の80%強を占めており、一部都道府県への偏りがみられる。

そこで、集約化事業の展開とそれによる生産構造の変化の関係をみるために、各組織形態の累積事業費実績総額の80%を構成する上位の都道府県をその組織形態での「全国事業実績構成上位都道府県グループ」（以下、実施率上位グループと呼ぶ）とし、事業をまったく実施していない都道府県を「事業を実施しない都道府県グループ」（以下、実施なしのグループと呼ぶ）、事業を実施したものの実績額が少ない都道府県—実施上位グループに属さない都道府県を「全国事業実績構成下位都道府県グループ」（以下、実施率下位グループと呼ぶ）と定義づけ、各都道府県を区分してみたのが図3である。これによると、「実施なしのグループ」は東京都をはじめとする5都県、「実施率下位グループ」は16府県

図3 しょうゆ製造業における集約化事業の実績別にみた都道府県



資料：図1に同じ。

注：1) 「実施率上位グループ」、「実施率下位グループ」、「実施なしグループ」の意味は本文を参照。

2) 集約化事業費の数値は、機械設備費のみの累計である。

で、これら都道府県では集約化事業への取り組みが低調である。さらに「実施率上位グループ」は26県であるが、組織形態別にみると、出資合同が6道県、協同組合が7県、協業組合が5県、業務提携が9道県、独立企業が5県と業務提携が最も多い。なお2つの組織形態に跨がって上位グループに属する道県も少数ながらある。このように都道府県によって事業への取り組み度合いが大きく異なり、「実施率上位グループ」の道県でも組織形態に違いがみられるという点に特徴がある。

表2 しょうゆ製造業における集約化事業の実績別にみた中小企業工場数の変化(実数)

事業実績別	組織形態別	年次	生産能力規模別 (k1)						合計
			181 ~ 180	541 ~ 540	901 ~ 900	1,801 ~ 1,800	5,401 ~ 5,400	以上	
実施率上位グループ	出資合同	1968年	451	74	16	17	7	2	569
		1989年	169	33	9	4	3	7	228
		1989年-1968年	-282	-41	-7	-13	-4	5	-341
	協同組合	1968年	778	121	18	12	6	3	939
		1989年	470	64	18	9	4	6	572
		1989年-1968年	-308	-57	0	-3	-2	3	-367
	協業組合	1968年	350	44	11	10	0	3	418
		1989年	186	23	9	3	1	4	226
		1989年-1968年	-164	-21	-2	-7	1	1	-192
	業務提携	1968年	700	106	27	19	15	1	871
		1989年	294	46	14	11	16	5	390
		1989年-1968年	-406	-60	-13	-8	1	4	-481
	独立企業	1968年	451	95	21	20	12	7	611
		1989年	210	54	15	7	10	8	309
		1989年-1968年	-241	-41	-6	-13	-2	1	-302
	小計	1968年	2,153	335	74	61	28	12	2,669
		1989年	1,094	166	54	28	27	21	1,397
		1989年-1968年	-1,059	-169	-20	-33	-1	9	-1,272
実施率下位グループ		1968年	1,042	123	21	20	8	2	1,216
		1989年	665	54	17	16	7	2	761
		1989年-1968年	-377	-69	-4	-4	-1	0	-455
実施なしグループ		1968年	207	30	5	3	2	0	241
		1989年	111	12	4	2	0	0	122
		1989年-1968年	-96	-18	-1	-1	-2	0	-119
全都道府県総計		1968年	3,402	488	100	84	38	14	4,126
		1989年	1,870	232	75	46	34	23	2,280
		1989年-1968年	-1,532	-256	-25	-38	-4	9	-1,846

資料：全国醤油工業協同組合連合会「しょうゆ製造業構造改善事業の実施状況報告書」各年度、食糧庁「しょうゆ工場実態調査結果表」より作成。

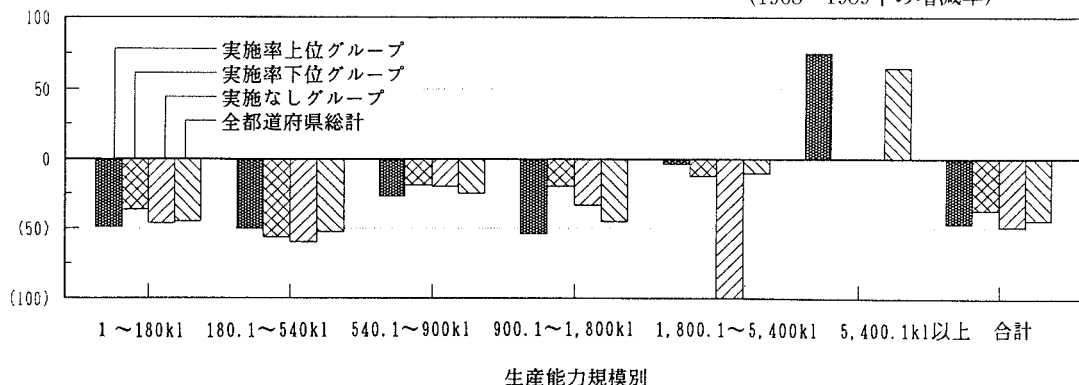
- 注：1) 実施率上位グループの組織形態別数値には、2つ以上の組織形態に跨がった都道府県の数値がそれぞれ計上されているためにその和は「小計」とは一致しない。
- 2) 工場数は大手5社の工場数を除いたものである。除いた工場数は、1968年では6工場、1989年では7工場である。
- 3) 1968年に除いた工場
 ①キッコーマン(株)千葉県内工場、②兵庫県内工場。
 ③ヤマサ醤油(株)千葉県内工場。
 ④ヒガシマル醤油(株)兵庫県内工場。
 ⑤ヒゲタ醤油(株)千葉県内工場。
 ⑥マルキン醤油(株)香川県内工場。
- 4) 1989年に除いた工場は、1968年に除いた工場とキッコーマン(株)北海道内工場(1986年新設した千歳工場)である。
- 5) 沖縄県は1968年の工場数が得られないために除いてある。
- 6) 1989年の工場数は生産能力規模別構成が不明な「生揚げのみの工場」を除いたものである。
- 7) 集約化事業費の数値は、機械設備費のみの累計である。

6. 集約化事業としょうゆ業界の構造変化

(1) 生産能力別中小企業工場数の動向

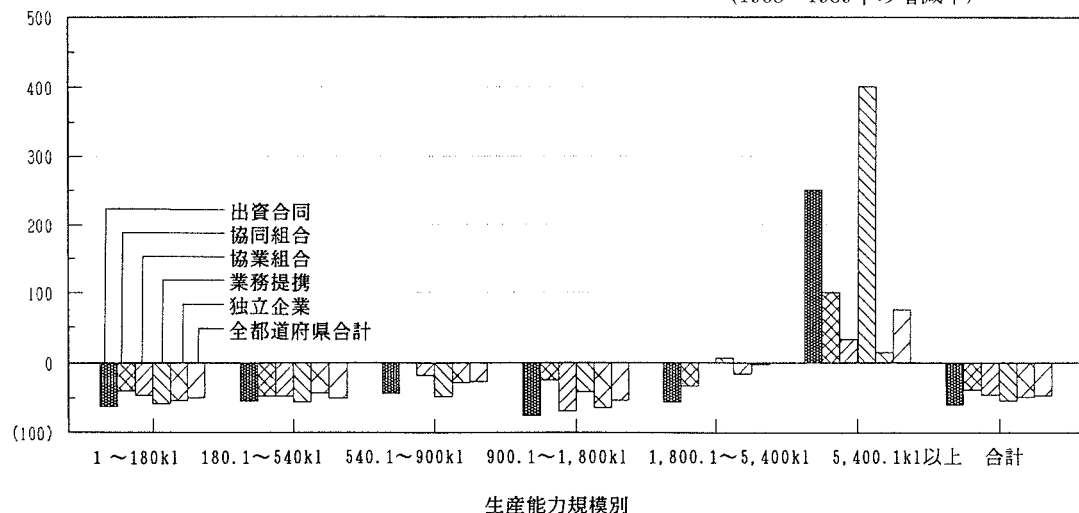
しょうゆ製造業における生産能力規模別中小企業の工場数が、構造改善事業が実施される以前の1968年から1989年までにどのような変化を呈してきたかを、前述の集約化事業の実績グループ別にみたのが表2と図4である。まず、「実施なしのグループ」をみると、1968年度でもすでに5,401kl以上層には工場がなく、最も大きい規模層は1,801～5,400klにとどまっている。それが、21年後の1989年には、1,801～5,400kl層の工場も姿を消し、しかも、その他のすべての規模層でも減少してきている。この「実施なしのグループ」が

図4 しょうゆ製造業における集約化事業の実績別にみた中小企業工場数の変化
(1968～1989年の増減率)



資料：表2に同じ。

図5 実施率上位グループの集約化事業組織形態別にみた中小企業工場数の変化
(1968～1989年の増減率)



資料：表2に同じ。

構造改善事業に取り組まなかった大きな要因の1つとして、当初から、このグループの諸都県に業界のリーダーシップをとれる中核工場が存在しなかったことが考えられる。また、「実施率下位グループ」の場合には、5,401kl以上層における変動はないものの、それ以外の各層で工場数が減少している。

これらに対して「実施率上位グループ」は、5,401kl以上層において工場数が75%も増加していることが大きな特徴であり、また、1,801~5,400kl層の工場数の減少が僅か3.6%の減少であるが、それ以外の層では減少がより著しいことが分る。これらのことから、集約化事業の実績が高ければ高いほど、生産能力規模別の階層分化を推し進めることになったといえる。すなわち、集約化事業は、中小企業の階層分化とそれに伴う5,401kl以上層の中規模工場を創出する大きな要因になったのである。なお「実施率上位グループ」を組織形態別にみると、すべての形態で5,401kl以上層の増加がみられるが、なかでもその傾向は出資合同と業務提携で顕著であり、これらにおいて集約化事業が上層工場を創出することに大きく寄与しているといえよう（図5）。

（2）規模別生産シェアの動向

大手5社と中小企業との間の生産シェアの動向を示したのが表3である。これによると、大手5社は1972年まで年々順調にシェアを拡大してきたが、第1次石油危機の1973年以降は49%から50%台で停滞し、以降、この水準で今日まで推移してきている。次に大手5社を含めた生産能力規模別生産シェアをみると（図6）、1962年には1~180kl層が19.2%、181~540kl層が15.0%、541~5,400klの各層が7.6~10.4%、5,401kl以上層が38.4%となっており、中規模層のシェアが低く、逆に小規模層と大規模層のシェアが高いというU字型構成であった。その後、540kl以下の小規模層でシェアが急激に低下し、541~5,400kl層の中規模層でも低下傾向を辿る中で、5,401kl以上層のみが、そのシェアを38.5%から1989年には68.8%へと著しく高め、シェア構成がU字型から逆L字型へと変遷している。すなわち、1989年にはしょうゆ総生産の3分の2が、5,401kl以上層の企業によって担われるという結果になっている。

このような大手5社と中小企業の生産能力規模別シェアの動向からみて、生産能力5,401kl以上層の企業はそのシェアを急速に高めているが、その中で大手5社のシェアが停滞していることが明らかである。この生産能力5,401kl以上層のシェアと大手5社のシェアとの差は中小企業の上層企業群のシェアであって、この分が急増しているのである。図7はその差を時系列的に示したものであるが、この部分のシェアは、1968年に僅か4.9%だったものが、その後年々高まり1989年には18.8%となってきている。また、1968年にお

表3 しょうゆ生産量の大手5社
・中小企業別構成の推移

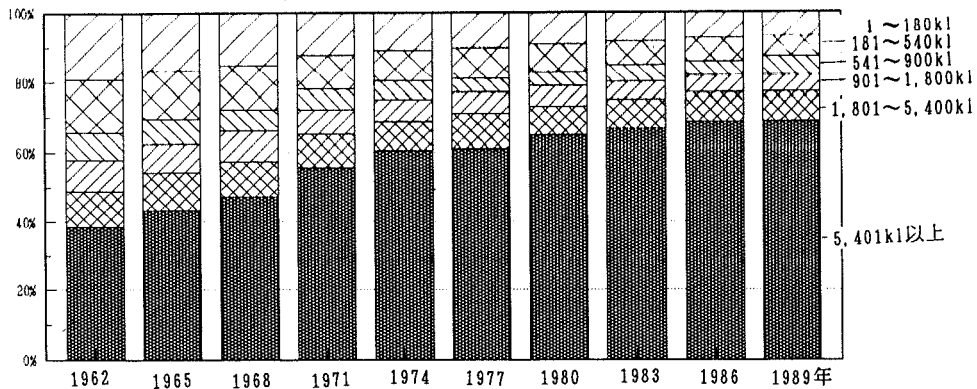
(単位: %)

年	中小企業	大手5社
1966	59.5	40.5
1967	58.7	41.3
1968	57.5	42.5
1969	56.1	43.9
1970	54.6	45.4
1971	51.4	48.6
1972	50.5	49.5
1973	53.3	46.7
1974	52.0	48.0
1975	53.8	46.3
1976	51.6	48.4
1977	50.4	49.6
1978	51.0	49.0
1979	49.6	50.4
1980	51.6	48.4
1981	50.9	49.1
1982	50.6	49.4
1983	50.3	49.7
1984	50.4	49.6
1985	50.2	49.8
1986	50.1	49.9
1987	50.1	49.9
1988	49.9	50.1
1989	49.9	50.1
1990	50.4	49.6

資料：食糧庁「米麦加工食品等の現状」より作成。

原資料：食糧庁「生産動態調査」。

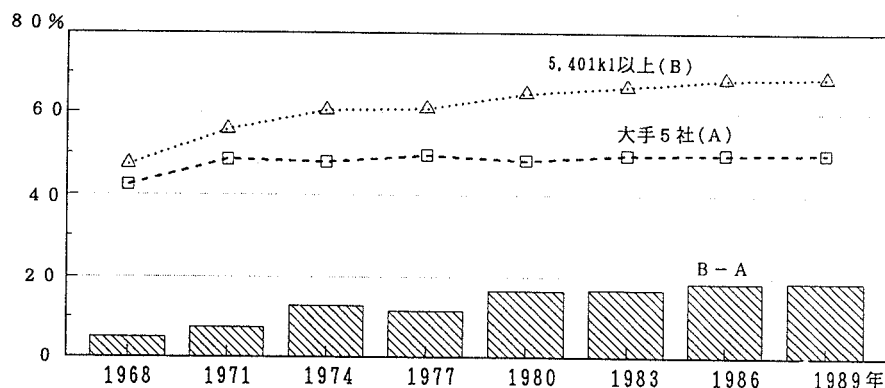
図6 しょうゆ生産能力規模別シェアの推移



生産能力別 (kl)	年									
	1962	1965	1968	1971	1974	1977	1980	1983	1986	1989
1~180	19.3	16.6	15.2	12.2	11.0	10.3	9.4	8.6	7.7	7.2
181~540	15.1	13.9	12.7	9.9	8.8	8.9	7.7	6.7	6.5	5.6
541~900	7.7	7.1	5.9	5.7	5.3	3.8	4.3	4.9	4.0	5.3
901~1,800	9.1	8.3	8.8	7.1	6.3	6.1	5.7	4.9	4.9	4.9
1,801~5,400	10.4	10.7	10.1	9.3	8.0	9.8	8.1	8.4	8.4	8.2
5,401以上	38.5	43.5	47.3	55.8	60.7	61.1	64.9	66.6	68.5	68.8

資料：食糧庁「しょうゆ工場実態調査結果表」より作成。

図7 大手5社・中小企業別および生産能力最上位層のしょうゆ生産量構成の推移



規模別	年							
	1968	1971	1974	1977	1980	1983	1986	1989
中小企業	57.5	51.4	52.0	50.4	51.6	50.3	50.1	49.9
大手企業 A	42.5	48.6	48.0	49.6	48.4	49.7	49.9	50.1
5,401kl以上 B	47.3	55.8	60.7	61.1	64.9	66.6	68.5	68.8
B-A	4.9	7.3	12.7	11.4	16.5	16.9	18.6	18.8

資料：食糧庁「しょうゆ工場実態調査結果表」、同「米麦加工食品等の現状」-原資料同「生産動態調査」より作成。

ける生産能力5,401kl以上層の中小企業数は14企業であったが、1989年には23企業に増加してきている。したがって、この層に從來から属していた中小企業自体のシェアの伸びと、この層での中小企業数の増加が生産シェアを高めたことに結びついたといえる。

大手5社の生産シェアの拡大が第1次石油危機以降停滞してきた背景の一つとして、しょうゆの需要が停滞するなかで、とくに大手5社はしょうゆ以外の分野への進出—経営の多角化を図ってきたことも指摘できる。しかし、それ以上に設備の近代化を内容とする構造改善事業を積極的に受け入れてきた中小企業上位グループの生産能力が急速に上昇したことをあげることができ、「近促法」による構造改善の成果として評価することができる。

生産能力を急速に高めることができた中小企業上位グループは、大量取引を前提とする大手スーパーの台頭とともにその大手スーパーから求められるプライベートブランドしょうゆの生産に積極的に取り組むなど大口需要者との取引も可能になったのである。現にヤマモリ（株）はダイエー、イチビキ（株）は西友、正田醤油（株）はイトーヨーカ堂、さらにキノエネ（株）は日本生協連などのプライベートブランド商品の開発に意欲を示して、それぞれかなりのシェアアップを果たしたとの指摘もある。¹¹⁾

7. むすび

本稿は、しょうゆ製造業における近代化政策の成果について、「近促法」による構造改

善事業の事業費の面から分析を試みた。これにより、しょうゆ製造業における中小企業の近代化は、構造改善事業、なかでも集約化事業を中心に行われてきており、これは中小企業の生産能力規模別の階層分化を推し進め、5,401kl以上層の中規模企業を新たに創出する大きな要因になってきたことが明らかになった。また、5,401kl以上層の中規模企業は、集約化事業を積極的に受け入れることによって、スーパーなどの大口需要者との取引にも対応できる生産能力を備えるなど、そのシェアの拡大を図り、その結果、大手5社のシェアを拡大基調から停滞基調へ換えていく大きな要因になってきたともいえる。このように、しょうゆ製造業における中小企業の近代化政策の成果は、中小企業の上層群の育成に顕著に現れ、それが大手5社の寡占化の進行を抑制する役割を果たしてきたのである。

注

- 1) 通産省『工業統計表』1990年—大企業は従業者300人以上、中小企業は従業者300人未満として区分を行った。
- 2) 中小企業庁編『1963年度（昭和38年度）中小企業白書』（第1回中小企業白書）1964年、PP. 1～2。
- 3) 中小企業庁編『1963年度（昭和38年度）中小企業白書』（第1回中小企業白書）1964年、P. 242。
- 4) 中小企業全体については、倉沢資成「中小企業政策の視点の検討と評価」国民金融公庫調査部長佐藤久編『中小企業存立条件の変化』所収、中小企業リサーチセンター、1985年、しょうゆについては全国醤油工業協同組合連合会「しょうゆ製造業の経営戦略化ビジョン」1986年などでは、若干論じられている。
- 5) 中小企業庁編『1963年度（昭和38年度）中小企業白書』（第1回中小企業白書）1964年、P. 242。
- 6) これまでに「近促法」は数回にわたって改正が重ねられてきたが、この改正が基本的なものとなっている。その後の改正内容とその背景、要因などについても論じなければならないところであるが、これは別稿で述べることとし、本稿で述べている要件などは1992年現在のものである。
- 7) 全国醤油工業協同組合連合会編『日本の醤油史第二巻』日本醤油協会、1968年 PP. 151～153を参照。
- 8) 新井昇「醤油」『70日本の食品工業』所収、光琳書院、1970年、p. 196。
- 9) 生揚げしょうゆは、大豆、小麦、食塩等の主原料に麴を加えて仕込み、醗酵と分解の過程を経て熟成した諸味を圧搾したものである。
- 10) 資料の制約で集約化事業費全体の実績額による都道府県別分類ができないために、そのうちの機械設備費によって都道府県別分類を行った。
- 11) 井上澄郎「醤油」『昭和の食品産業史—日本食糧新聞7000号記念誌』日本食糧新聞社、1990年、P. 493。